

就学事務システム（就学援助）仕様書改定箇所一覧（第4.0版⇒第4.1版）

<本資料について>

・第4.1版において改定する箇所を一覧化しています。

No.	対応方針		参考			
	対応方針	対応理由	発生源	機能	帳票	改定資料
1	<p>民法改正に伴う、離婚後の共同親権者に対応するため、「機能要件（ID:0180285）」に以下を新規追加する。 【機能要件（新規追加）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒1人に対して複数の親権者（保護者）情報を管理できること。 <p>また、自治体やベンダが実装内容を正確に把握できるように「要件の考え方・理由」に以下を補記する。</p> <p>【要件の考え方・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きは父母双方の同意がないと申請できないものではないため、離婚後の共同親権者として保護者情報が2名分連携された場合でも、申請をした一方の保護者にのみ通知を送付することを想定している。 <p>なお、実装区分は実装必須機能とする。</p>	民法改正に伴う、離婚後の共同親権者への対応	意見照会	●		別紙3_標準機能要件
2	<p>民法改正に伴う、離婚後の共同親権者に対応するため、「機能要件（ID:0180286）」に以下を新規追加する。 【機能要件（新規追加）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢簿システムから連携された離婚後の共同親権者の情報を就学世帯に反映する・しないを選択し、反映できること。 <p>また、自治体やベンダが実装内容を正確に把握できるように「要件の考え方・理由」に以下を補記する。</p> <p>【要件の考え方・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚後の共同親権者を就学世帯に含めるか否かの基準は自治体の運用に委ねられているため、様々なケースに対応できるようにする。 <p>なお、実装区分は標準オプション機能とする。</p>	民法改正に伴う、離婚後の共同親権者への対応	意見照会	●		別紙3_標準機能要件
3	<p>民法改正に伴う、離婚後の共同親権者について、自治体やベンダが実装内容を正確に把握できるように「要件の考え方・理由」に以下を補記する。 【要件の考え方・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、離婚後の共同親権者を就学世帯として管理する場合、自治体ごとの認定基準に応じて、共同親権者の所得情報及び各種控除情報も審査に利用できるようにする必要がある。 	民法改正に伴う、離婚後の共同親権者への対応	意見照会	●		別紙3_標準機能要件
4	<p>誤記訂正のため、機能要件（ID : 0180260）の「機能要件」を訂正する。 【機能要件（ID : 0180260）】</p> <p>生活保護システムと連携し、要保護世帯に係る資格情報（生活保護開始・停止・再開・廃止、該当の状態に移行した年月日、理由、教育扶助・生活扶助の有無、生活保護費から支給した入学準備金支給情報等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。</p>	データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	ベンダ意見	●		別紙3_標準機能要件